

地方税（県税）関係事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

1 特定個人情報保護評価の概要

- 特定個人情報保護評価とは、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者は、保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられており、また、当該特定個人情報ファイルについて「重要な変更」を加えようとするときも、特定個人情報保護評価を再実施することとされている。（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条）
また、当該特定個人情報ファイルについて、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから 5 年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることとされている。
- 特定個人情報保護評価は、しきい値判断（対象人数、取扱者数、重大事故の発生有無）により、①基礎項目評価、②基礎項目評価及び重点項目評価、③基礎項目評価及び全項目評価のいずれかにより行い、うち全項目評価については、評価の実施手続においてパブリックコメント（県民意見募集）及び第三者点検を実施しなければならない。

2 地方税（県税）関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

- 広島県の地方税（県税）関係事務における特定個人情報保護評価は、しきい値判断の結果により、基礎項目評価書及び全項目評価書の作成が義務付けられるため、平成 26 年度にこれを作成し、パブリックコメント（県民意見募集）及び第三者点検を経た上で、提出・公表した。
- また、平成 29 年度及び令和 4 年度に、特定個人情報保護評価の再実施を行い、個人情報保護委員会に提出・公表した。

（評価書の内容）

- ・評価書名：地方税（県税）関係事務に係る全項目評価書
- ・評価実施機関：広島県知事
- ・評価書の項目一覧

評価書の項目	主な記載内容
I 基本情報	特定個人情報を取り扱う事務の内容、必要性、システムの機能等
（別添 1）事務の内容	事務における特定個人情報ファイルの流れ等
II 特定個人情報ファイルの概要	記録項目、入手・使用、取扱いの委託等
（別添 2）特定個人情報ファイル記録項目	特定個人情報ファイルの全記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の各取扱いプロセス（入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管、消去等）におけるリスクに対する措置の内容等
IV その他のリスク対策	監査、従事者に対する教育・啓発、その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先
VI 評価実施手続	基礎項目評価、国民・住民等からの意見聴取及び第三者点検の結果
（別添 3）変更箇所	評価書の修正又は、評価の再実施に伴う記載事項変更箇所

3 特定個人情報保護評価の再実施について

- 当県では、県税事務所における地方税に関する賦課徴収等の事務を、税務システムを使用して行っており、サーバ機器等の更新時期である令和6年9月に、機器更新やOSのバージョンアップ等に係るコストの低減などを目的として、システムの基盤について「データセンターに設置したサーバ」から、「クラウドサービス」への変更を行った。
- システム基盤のクラウド環境への移行は、「特定個人情報保護評価指針の解説」（平成26年4月20日個人情報保護委員会）における重要な変更にあたるため、特定個人情報保護評価を再実施する必要があることから、本県において作成した「地方税(県税)関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（再実施）※について、県民意見を募集する。

※ 重要な変更に伴う再実施と併せて、5年経過前の特定個人情報保護評価の再実施（当該変更に係る事項以外についての特定個人情報保護評価の再実施）も行っている。

4 特定個人情報保護評価の今後のスケジュール（予定）

時期	内容
10月14日（火）～11月12日（水）	「全項目評価書」案の県民意見募集実施
11月下旬～12月下旬	第三者点検実施「広島県個人情報保護審議会」
令和8年2月末（第三者点検終了後）	特定個人情報保護評価書の提出・公表